

R5 建設業界・産廃業界に属する荷主企業へのアンケート調査結果（単純集計）

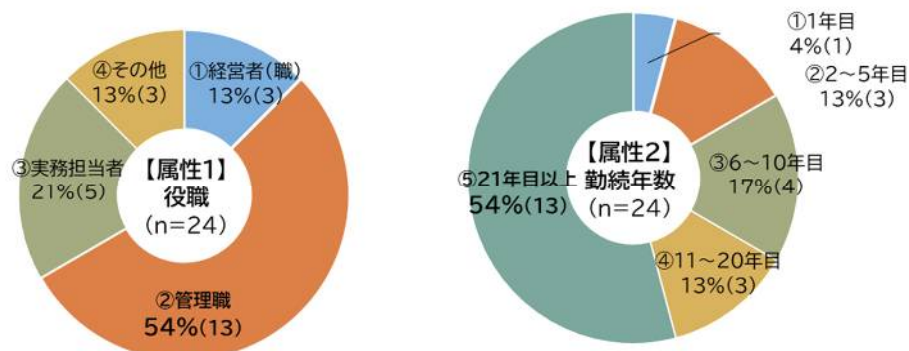
◆回答者一覧

	団体名	説明会開催 有無	資料配布 有無	回答者 数
建設・建築業界	（一社）東京建設業協会	○	○	4 名
産業廃棄物業界	（一社）千葉産業資源循環協会	×	○	20 名
合計		1 団体	2 団体	24 名

◆単純集計

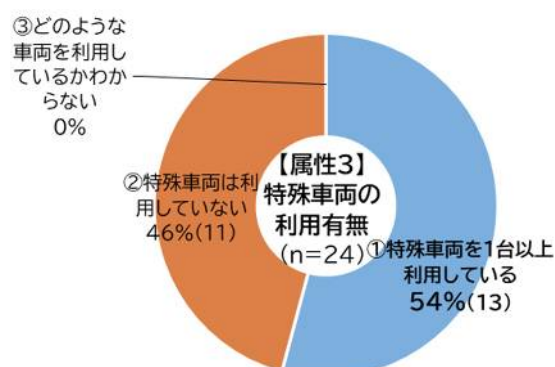
【属性1】役職

【属性2】勤続年数



回答者の役職は、「②管理職」が約 5 割で最も多く、次いで「③実務担当者」が多い結果となった。勤続年数は「⑤21 年目以上」との回答が約 5 割で最も多い結果となった。

【属性3】積荷の運搬には「特殊車両」※を利用していますか。

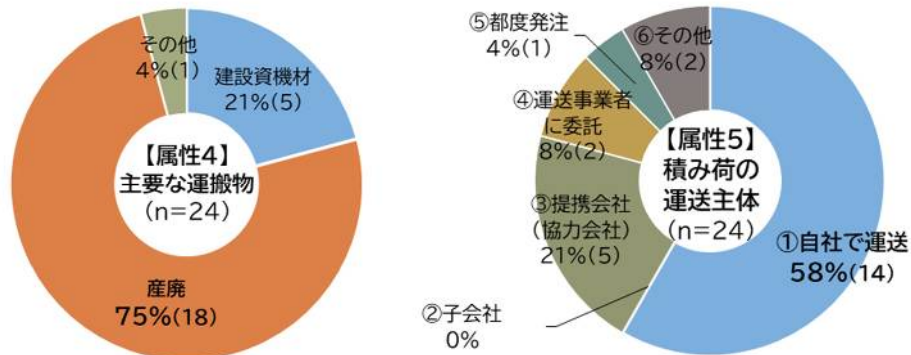


特殊車両の利用有無について、「①特殊車両を 1 台以上利用している」回答者が約 5 割、「②特殊車両は利用していない」回答者が 5 割弱であった。

【属性4】 貴社の物流に係る主要な取扱品目を教えてください。

【属性5】 上記の主要な取扱品目（積荷）の運送主体は、次のうちどれでしょうか？

（代表的な形態を1つ選択）

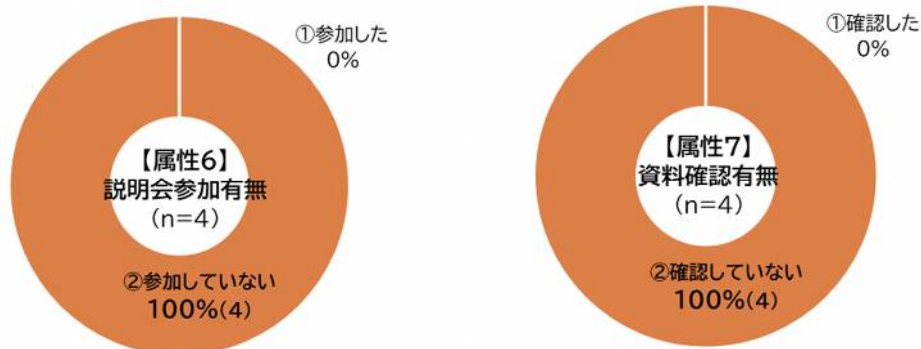


主要な運搬物は、「産廃」が約 8 割で最も多かった。積荷の運送主体は「①自社で運送」が約 6 割で最も多い結果となった。

【属性6】 令和5年10月31日に開催された説明会に参加されましたか？

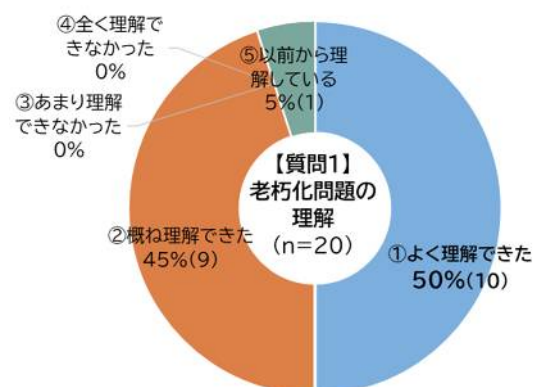
【属性7】 「特殊車両通行制度について」という資料内容を確認しましたか？

※東京都建設業協会のみ



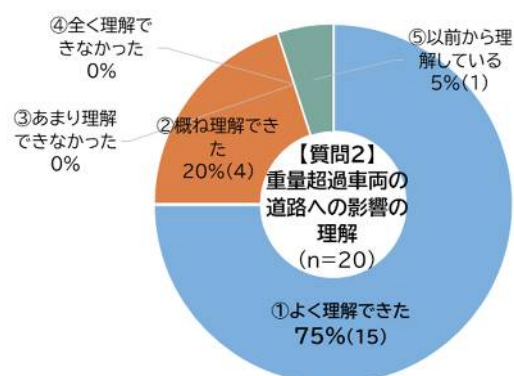
東京建設業協会の会員である回答者 4 名のうち、全員が特殊車両通行制度に関する説明会に「②参加していない」と回答した。また、回答者全員が「特殊車両通行制度について」という資料を「②確認していない」と回答した。

【質問1】 道路が老朽化している現状について、ご理解いただけましたか？



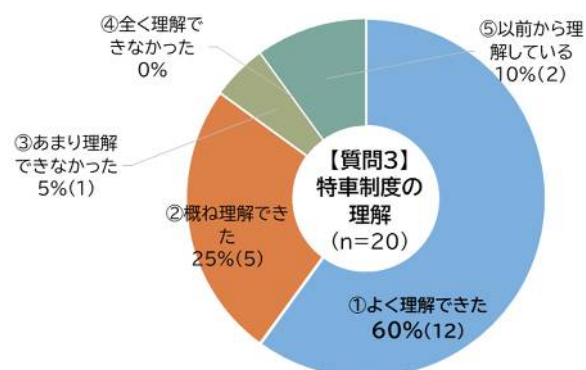
道路の老朽化に関して、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約 9 割となった。

【質問2】 違法に重量オーバーした大型車両の走行が道路(橋)の劣化に対して大きな影響を与えることについて、ご理解いただけましたか？



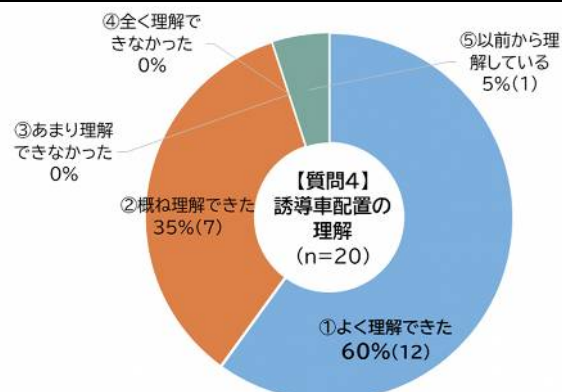
重量超過車両が道路に与える影響について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約 9 割となった。

【質問3】 一定の重さや大きさを超える車両(＝特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならない理由をご理解頂けましたか？



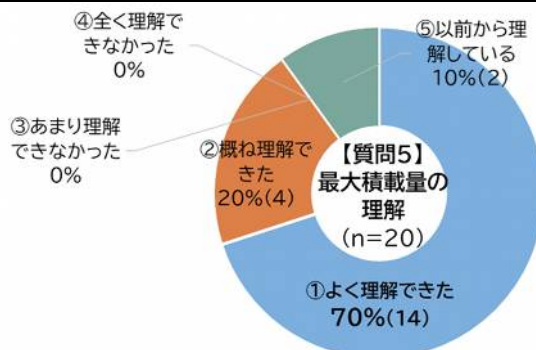
特車制度について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約 9 割となった。

【質問4】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、誘導車を配置しなければならない場合があることについて、ご理解いただけましたか？



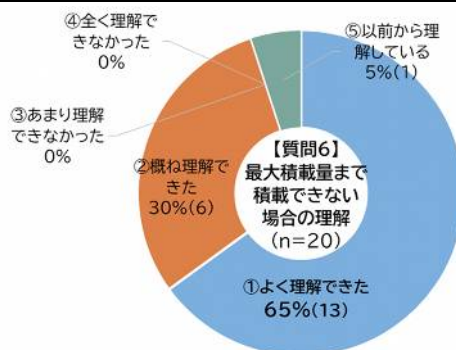
誘導車の配置について「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 9 割となった。

【質問5】「最大積載量」とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることについて、ご理解いただけましたか？



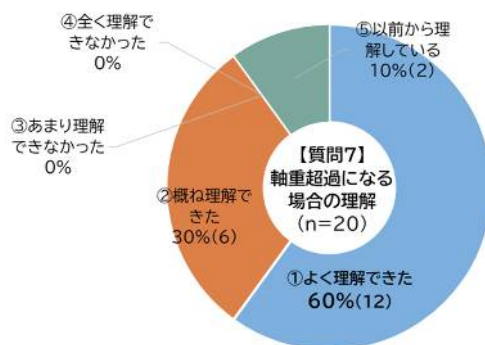
最大積載量について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると 9 割となった。

【質問6】 通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることについて、ご理解いただけましたか？



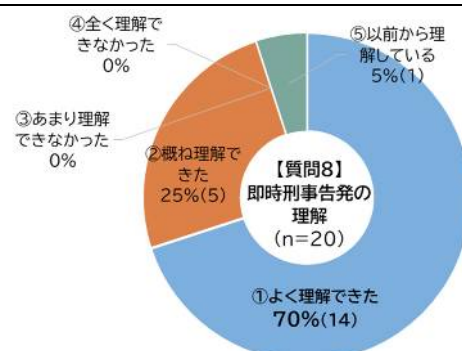
通行経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約 9 割となった。

【質問7】 車両に荷物を積む場合、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることについて、ご理解いただけましたか？



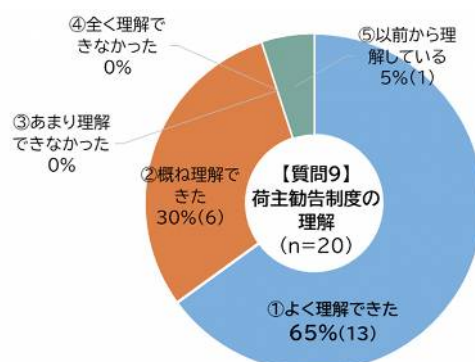
車両総重量が一般的制限値以内であっても、軸重超過になる可能性があることについて、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、9 割となった。

【質問8】 悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発が実施されることについて、ご理解いただけましたか？



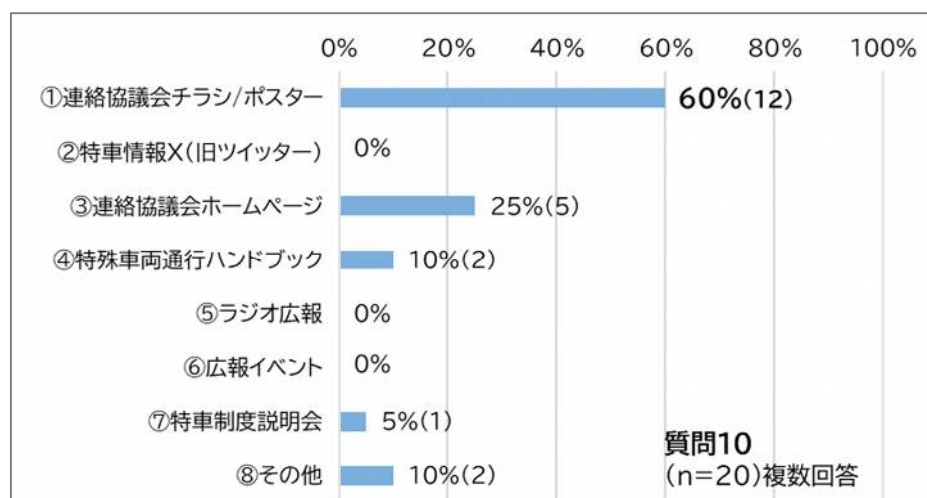
即時刑事告発について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると、約9割となった。

【質問9】 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度についてご理解いただけましたか？



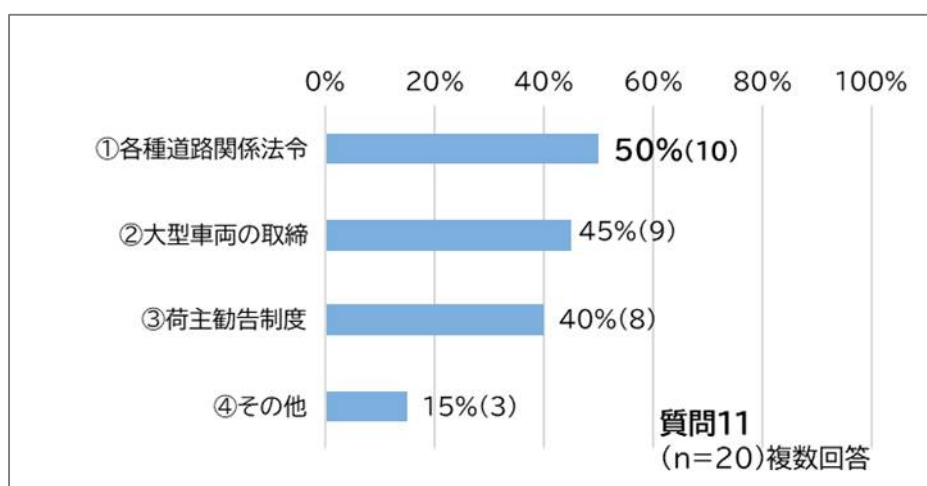
荷主勧告制度について、「①よく理解できた」「②概ね理解できた」と回答した割合を合わせると約9割となった。

【質問10】 連絡協議会による各種取組みのうち、ご存知の項目はありますか？（複数回答可）



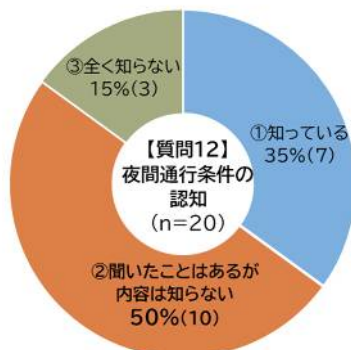
連絡協議会による各種取組みのうち、「①連絡協議会チラシ/ポスター」が最も認知されていた。

【質問11】 説明の内容(資料)のうち、もっと理解を深めたいと思われたことはありますか？（複数回答可）



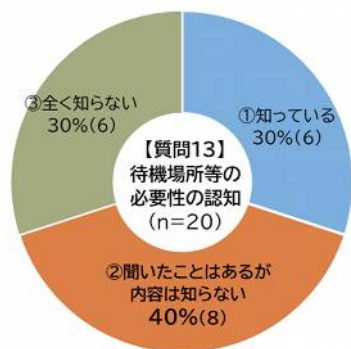
理解を深めたい内容について、「①各種道路関係法令」と回答した割合が5割と最も多い結果となった。「②大型車両の取締」「③荷主勧告制度」も約4割～5割と高い割合であった。

【質問12】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、夜間通行条件(21 時～翌 6 時等)を付される場合がありますが、ご存知ですか？



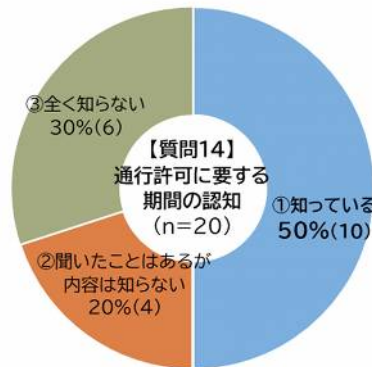
夜間通行条件についての認知度は約 4 割であった。

【質問13】 特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21 時～翌 6 時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがあります。ご存知ですか？



夜間通行条件を付された場合の待機場所や作業ヤードの確保の必要性について、3 割が「①知っている」と回答した。「②聞いたことはあるが内容は知らない」「③全く知らない」を合わせると、7 割が内容を認知していないことがわかった。

【質問14】 運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する場合、通行可能になるまで1ヶ月近く時間を要することがありますが、ご存知ですか？



通行許可の取得に1ヶ月近く要することがあることについて、5割が「①知っている」と回答した。

【質問15】 どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われますか？

「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われる取組みについて、以下のような意見が挙げられた。

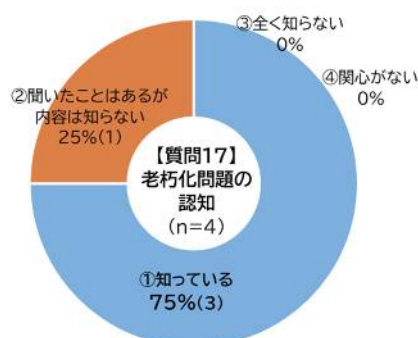
申請手続きの簡素化・許可期間の短縮化
特車申請の簡略化・申請期間の短縮
適正に利用する者の許可の簡素化
法令遵守
定量輸送や規律を守った輸送であればつながると思う
大型車両使用業者への規制及びマナーの徹底
荷主の意識向上 荷主の依頼を断りずらい。
広報活動・啓蒙活動による認知度向上
広報活動を拡張し周知してもらう事が必要不可欠
運輸業の理解度を高め同業者との連携協力
車両を販売する際に特殊車両に該当するかを伝えられるのが望ましい。また、車両関連機関の周知が必要と思われます。
周知
過積載防止対策
車両に計量装置を設置し過積載の無いようにする
取締り強化・違反の厳罰化
取り締まりが効果的
重い罰則
その他
地図表記、道路掲示等

【質問16】 大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

大型車両の走行に関する意見・要望等について、以下のような意見が挙げられた

実際通行出来る道幅や曲がり角でも、許可が下りない事がある。(この道は曲がり切れないと決めつけられて不許可など)
道路事情の情報提供
まだまだ周知されていない事が多い
点呼、休憩時間、休憩時間、駐車場確保問題
千鳥町交差点に面しており無理な車両転回が見られ事故が多く路面の痛みも激しいため片側二車線(転回可能)であっても区間を決めて転回禁止にしてほしい
カーナビによる走行が多いと思うが道路状況を事前にチェックし運行を！
一般車両の認識、理解の低さ
もう少し、申請許可証の内容ををわかりやすくしてほしい。確認しても、内容がわからない。
規制が多いことを荷主に理解していただき、運賃の賃上げにつなげたい
申請受領から1週間で許可いただきたい

【質問17】 全国で道路(橋等)が老朽化している問題をご存知ですか？



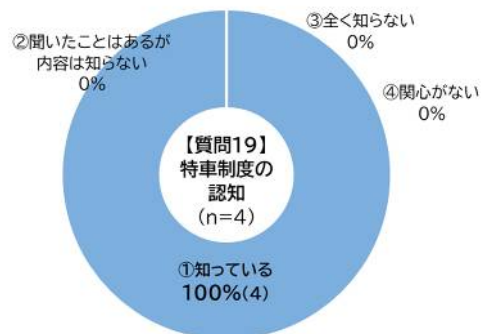
道路の老朽化について、回答者4名のうち3名が「①知っている」と回答した。

【質問18】 違法に重量オーバーした大型車両の走行が道路(橋)の劣化に対して大きな影響を与えることをご存知ですか？



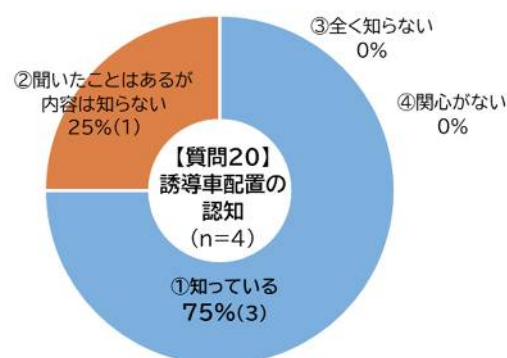
重量超過車両が道路に与える影響について、回答している4名全員が「①知っている」と回答した。

【質問19】 一定の重さや大きさを超える車両(＝特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならないことをご存知でしたか？



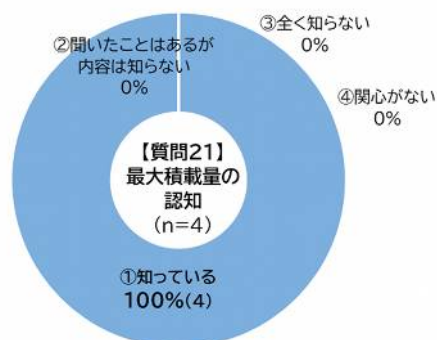
特車制度に関して、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問20】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、誘導車を配置しなければならない場合がありますが、ご存知ですか？



誘導車の配置に関して、回答者 4 名のうち 3 名が「①知っている」と回答した。

【質問21】 最大積載量とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることをご存知ですか？



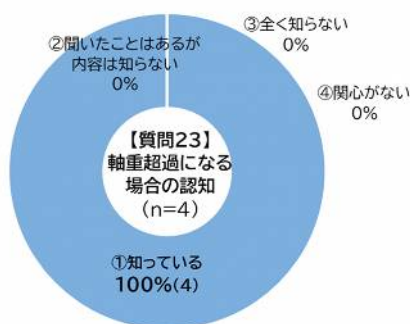
最大積載量について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問22】 通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？



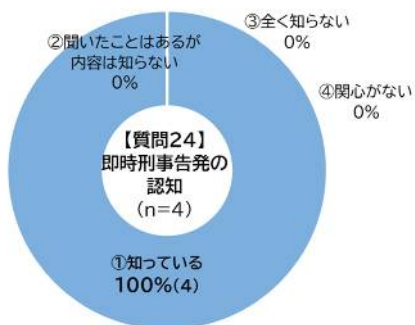
通行経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることについて、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問23】 車両に荷物を積む場合、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることをご存知ですか？



車両総重量が一般的制限値以内であっても、軸重超過になる可能性があることについて、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

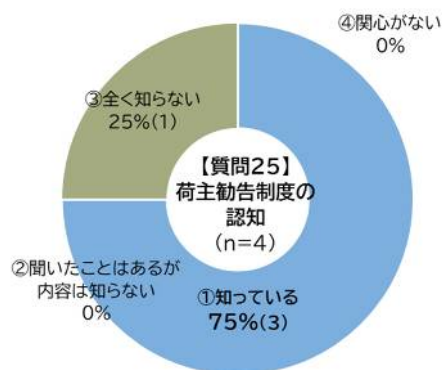
【質問24】 悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の 2 倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発(レッドカード)が実施されることをご存知ですか？



即時刑事告発について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

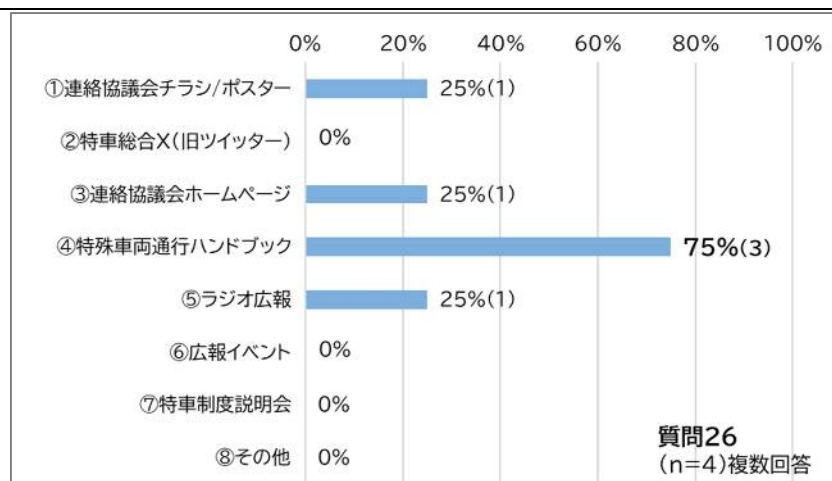
【質問25】 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？

荷主勧告制度とは【URL:<https://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>】



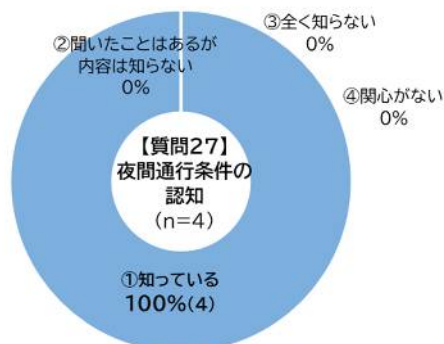
荷主勧告制度について、回答者 4 名のうち 3 名が「①知っている」と回答した。

【質問26】 連絡協議会による各種取組みのうち、ご存知の項目はありますか？（複数回答可）



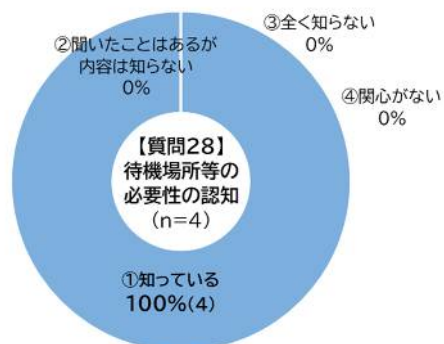
連絡協議会による各種取組みのうち、回答者 4 名のうち 3 名が「④特殊車両通行ハンドブック」を知っていると回答した。

【質問27】 特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、夜間通行条件(21 時～翌 6 時等)を付される場合がありますが、ご存知ですか？



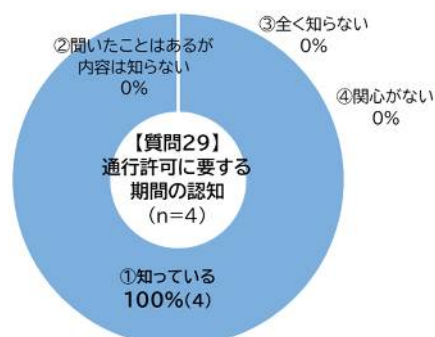
夜間通行条件について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問28】 特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21 時～翌 6 時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがあります。ご存知ですか？



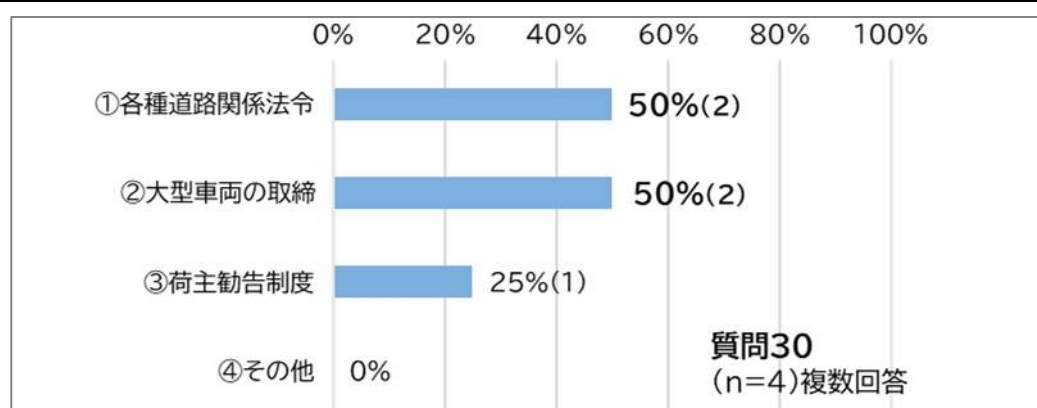
夜間通行条件を付された場合の待機場所や作業ヤードの確保の必要性について、回答者 4 名全員が「①知っている」と回答した。

【質問29】 運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する場合、通行可能になるまで1ヶ月近く時間を要することがありますが、ご存知ですか？



通行許可の取得に1ヶ月近く要することがあることについて、回答者4名のうち全員が「①知っている」と回答した。

【質問30】 大型車両の通行の適正化について、もっと理解を深めたいと思われることはありますか？（複数回答可）



もっと理解を深めたい内容として、4名のうち2名が「①各種道路関係法令」「②大型車両の取締」と回答した。

【質問31】 どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると考えられますか？

「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると考えられる取組みについて、以下のような意見が挙げられた。

運送会社への厳罰化
道路、橋の老朽化の程度マップなどの公表
工事発注段階での適正査定(鋼材総重量÷20tではない)工程を加味した査定が必要。適正査定を実施する事で積載重量の軽減ができる。 現在運搬回数を減らすため、MAXギリギリの積載重量で運搬依頼をしている。
取締りの強化

【質問32】 大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

大型車両の走行に関する意見・要望等として、以下のような意見が挙げられた。

明らかに夜間走行や先導車が必要な車両が多く見受けられます。取締りを強化すべきです。
大型車両運転手の運転技量不足が散見される。現場搬出入時、切替し等が多い、昔の運転手に比べると未熟である。
誘導車の配置は無理がある